

(仮称)久喜市自治基本条例 骨子案

前文

第1章 総則 (第1条—第2条)

目的、定義

第2章 基本原則 (第3条)

第3章 市民の権利と責務 (第4条・第5条)

市民の権利、市民の責務

第4章 市長等の責務 (第6条—第8条)

市長の責務、市の執行機関の責務、職員の責務

第5章 市政運営 (第9条—第15条)

総合振興計画の策定、説明責任、行政手続、意見・要望・苦情等への対応、財政運営、行政評価、危機管理

第6章 議会等の責務 (第16条・第17条)

議会の責務、議員の責務

第7章 情報の公開及び共有 (第18条—第20条)

情報の公開及び共有、個人情報の保護、情報の適正管理

第8章 コミュニティの推進 (第21条・第22条)

コミュニティ、コミュニティ活動への支援

第9章 参加と協働の推進 (第23条—第25条)

市民の市政への参画、附属機関等への参画、協働、住民投票

第10章 広域的な連携及び協力 (第26条)

第11章 条例の実効性担保・運用 (第27条)

第12章 条例の位置づけ (第28条)

前文

久喜市は、関東平野のほぼ中央に位置し豊かな自然に恵まれるとともに、江戸時代には舟運、現在も道路や鉄道の交通網が発展し、また、神社や祭りなどの伝統・文化を受け継ぎ、今日の久喜市が築かれてきました。

近年、地方分権の推進、少子高齢化、住民意識の多様化などにより、本市をとりまく社会環境は大きく変貌してきており、地方自治の再構築や行政課題の見直し等が求められています。それらの課題に対応するには、市民と市が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割と責任を担いながら共に力を合わせてまちづくりを推進していくことが重要です。

このような認識のもとに、久喜市は、開かれた市政運営を行うとともに、市民が自ら市政に参画し、協働することにより個性豊かで活力に満ちた安全安心な地域社会を構築するため、市政全般にわたる指針として久喜市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、久喜市における市政運営の基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務並びに市政への参画及び協働に関する基本的事項を定めることにより、協働のまちづくりを推進し、個性豊かで活力に満ちた誰もが安全安心で暮らせる地域社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めます。

- (1) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で事業を営み、又は活動するものをいいます。
- (2) 市の執行機関 市長その他の執行機関をいいます。
- (3) 参画 政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民が市政に関して意見を述べ、又は提案することをいいます。
- (4) 協働 市民及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任により、協力して公共的な課題の解決に当たることをいいます。
- (5) 新しい公共の原則 市民及び市の執行機関が、それぞれ適切に役割を分担して公共の領域を担うことをいいます。
- (6) コミュニティ 地域をよりよくすることを目的として、地域及び多種多様な活動への参加を通じて形成された人と人とのつながりをいいます。

第2章 基本原則

第3条 市民、議会及び市の執行機関は、新しい公共の原則に基づき、次に掲げる豊かな地域社会を実現するよう努めます。

- (1) 人権を尊重し互いに認め合うとともに、男女があらゆる分野に参画でき、責任を担う地域社会
- (2) 市政に関する情報を共有するとともに、市民自ら市政に参画し、協働する地域社会
- (3) 自主的かつ自立的なコミュニティが形成され、活力に満ち、住みやすさが実感できる市民主役の地域社会
- (4) 市民の日常生活が守られ、誰もが笑顔で暮らせる安全安心な地域社会
- (5) 恵まれた自然との共生を大切にし、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な地域社会

第3章 市民の権利と責務

(市民の権利)

第4条 市民は、法律、条例、規則等で定めるところにより、市政やまちづくりに参加する権利、市政に関する情報を知る権利、公共サービスの提供を受ける権利を有します。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本原則で定める豊かな地域社会を形成するため、市政に关心を持ち、主体的にまちづくりに参加するよう努めます。

第4章 市長等の責務

(市長の責務)

第6条 市長は、市の代表者として、市民の信託に応え、誠実に市政運営を遂行する責務を有します。

(市の執行機関の責務)

第7条 市の執行機関は、市民の福祉の増進を図るため、公正かつ誠実に市政を行うよう努めます。

- 2 市の執行機関は、計画的で効果的な行政運営を行い、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めます。
- 3 市の執行機関は、市政に関する市民の意見を積極的に把握し、適切に市政に反映するよう努めます。
- 4 市の執行機関は、社会情勢及び行政需要に的確に対応し、かつ、簡素で効率的な組織編成に努めます。

(職員の責務)

第8条 職員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために必要な知識、技能等の向上を図り、職務を遂行する責務を有します。

- 2 職員は、自らも市民の一員であることを自覚し、幅広い視点から誠実かつ効果的に職務を遂行する責務を有します。

第5章 市政運営

(総合振興計画の策定)

第9条 市長は、議会の議決を経て、市政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現を図るため基本計画等を策定し、総合的かつ計画的な市政運営に努めます。

- 2 市長は、基本構想及び基本計画等(以下「総合振興計画」という。)を効果的、かつ着実に実行するため、定期的な進行管理を行うとともに、新たな行政需要に対応した見直しに努めます。

(説明責任)

第10条 市の執行機関は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、その内容を市民に分かりやすく説明するよう努めます。

(行政手続)

第11条 市の執行機関は、市民の権利及び利益の保護を図るため、市への申請に対する処分、不利益処分、行政指導及び届出に関する基準及び手続を明らかにし、透明で公正な行政手続の確保に努めます。

(意見・要望・苦情等への対応)

第12条 市の執行機関は、市民からの意見、要望、提言、苦情等に対して、公共の視点から公正かつ誠実に対応するよう努めます。

(財政運営)

第13条 市長は、中長期的な展望に立ち、財源の効率的かつ効果的な活用を図り、健全な財政運営に努めます。

2 市長は、財政状況を市民に分かりやすく公表するよう努めます。

3 市長は、市の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用に努めます。

(行政評価)

第14条 市の執行機関は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、市民も参加する外部評価を取り入れた行政評価を実施するよう努めます。

2 市の執行機関は、行政評価の結果を政策の決定、予算編成及び総合振興計画の進行管理に反映させるとともに、公表するよう努めます。

(危機管理)

第15条 市の執行機関は、市民、関係機関、国や他の地方公共団体と相互に連携、協力しながら、市民の安全安心の確保に取り組むよう努めます。

2 市の執行機関は、市民の安全安心を確保するため、緊急事態に適切に対処できる体制の充実と強化を図るよう努めます。

3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、日頃から地域での信頼・交流関係を築き、相互に協力して災害等に対処するよう努めます。

第6章 議会等の責務

(議会の責務)

第16条 議会は、市の意思決定機関として、市民の意思が市政に反映されるように努めます。

2 議会は、情報公開を推進し、開かれた議会運営に努めます。

(議員の責務)

第17条 議員は、市民の代表者として、市民の意見を積極的に把握し、誠実にその職務を遂行するよう努めます。

第7章 情報の公開及び共有

(情報の公開及び共有)

第18条 議会及び市の執行機関は、公文書の公開制度を適正に運用するとともに、市政に関する情報を積極的に提供することにより市民との情報共有に努めます。

2 市民は、市の執行機関との情報共有を進めるため、市民の持つ地域の情報を提供していくよう努めます。

(個人情報の保護)

第19条 議会及び市の執行機関は、個人情報の保護制度を適正に運用することにより、市民の権利利益の保護に努めます。

(情報の適正管理)

第20条 議会及び市の執行機関は、市政に関する情報を有効に活用するため、適正に管理するよう努めます。

第8章 コミュニティの推進

(コミュニティ)

第21条 市民は、よりよい地域社会の実現のため、コミュニティづくり及びコミュニティ活動に関心を持ち、自発的に参加するよう努めます。

2 市の執行機関は、住みやすいまちの実現を目指し、コミュニティと協働して取り組むよう努めます。

(コミュニティ活動への支援)

第22条 市の執行機関は、コミュニティ活動を推進するため、別に条例で定めるところにより必要な支援を行うよう努めます。

第9章 参加と協働の推進

(市民の市政への参画)

第23条 市の執行機関は、別に条例で定めるところにより、市民が市政に参画できるようその機会の拡充に努めます。

2 市の執行機関は、附属機関の委員の選任に当たっては、別に条例で定めるところにより適正に市民が参画できるよう努めます。

(協働)

第24条 市の執行機関は、幅広く質の高い公共サービスの実現のため、新しい公共の原則に基づき、協働するよう努めます。

(住民投票)

第25条 市長は、市政に関し住民の意向を聴くべき重要な案件が生じたときは、住民投票を実施することができます。

2 市長は、住民投票を行うときは、住民投票の目的をあらかじめ明らかにし、その結果を尊重するものとします。

3 住民投票の実施に関し、投票することができる者の資格その他必要な手続については、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとします。

第10章 広域的な連携及び協力

第26条 市の執行機関は、共通する課題の解決や地域の相互発展のため、国、県及び他の市町村と相互に連携を図りながら、協力するよう努めます。

2 市民及び市の執行機関は、多様な国々の歴史や文化等を理解し、誰もが住みやすいまちづくりを進めるため、国際社会との交流及び連携に努めます。

第11章 条例の実効性担保・運用

第27条 市長は、この条例の適切な運用及び普及を図るため、別に条例で定めるところにより自治基本条例に関する推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置します。

2 市長は、この条例の運用状況を検証し、必要に応じて見直します。

3 市長は、この条例の見直しを行うときは、推進委員会の意見を聞くものとします。

第12章 条例の位置づけ

第28条 市の執行機関は、個別の条例、規則、計画等の制定改廃又は策定においては、この条例の趣旨を最大限尊重します。

2 市民、議会及び市の執行機関は、この条例を尊重し、及び遵守します。